

最終修正日：2022年2月18日

# 自主管理支援制度の基本ルール等について

---

～道路版～

箕面市 みどりまちづくり部 道路管理室  
TEL 072-724-6748 FAX 072-723-5581

# 1. 自主管理支援制度の基本ルールについて

## 自主管理支援制度の基本ルール

管理場所

清掃・点検  
(必須)  
30円/m<sup>2</sup>・年

### ■ 歩道

(対象となる箇所とならない箇所があります。  
詳細は道路管理室にお問い合わせください)

### ■ 交差点等で区切れる範囲

(例：△交差点～□交差点の間)

### ■ 年24回以上

■ 管理場所全域の  
ごみ、落ち葉等の回収

■ 施設の目視点検

※異常があれば、ご連絡ください。



# 1. 自主管理支援制度の基本ルールについて

## 自主管理支援制度の基本ルール

除草  
(任意)  
20円/m<sup>2</sup>・年

- 年2回以上
- 草刈り機か人力での除草



中低木剪定  
(任意)  
100円/m<sup>2</sup>・年

- 年1回以上
- 中低木の枝の剪定



# 1. 自主管理支援制度の基本ルールについて

## 自主管理支援制度の基本ルール

### 側溝清掃 (任意)

- 年に1回以上、側溝内の土砂あげ
- 歩道内の側溝のみ
- 蓋なし：180円/m<sup>2</sup>・年 蓋あり：240円/m<sup>2</sup>・年



# 1. 自主管理支援制度の基本ルールについて

## 自主管理支援制度の基本ルール

### 活動の報告 (必須)

- 〆切：4月から9月分… 10月10日  
10月から3月分… 4月10日
- 活動の報告がない場合、活動実績が確認できないため、交付金をお支払いできませんので、必ず期限内にご提出ください。
- 報告方法：次の2種類いずれかの方法で報告して下さい。

#### 方法①：報告書（様式第5号）の提出

- 月ごとに記入の上、道路管理室に直接提出または郵送していただくか、FAXまたはメールにて提出をお願いします。
- 毎月提出も可能です。

# 1. 自主管理支援制度の基本ルールについて

## 方法②：写真を添付したメールの提出

- 下記のとおり記載・写真を添付の上、送付をお願いします。

【件名】 団体名（活動年月日）

例) ○○線をきれいにする会（令和○年○月○日）

【本文】 ①管理場所 ②活動内容 ③報告者 ④電話番号

例) ①○○線

②清掃・点検、除草、中低木管理、側溝清掃

③会長 山田太郎 ④723-2121

【添付するもの】 それぞれの活動内容がわかる写真  
（写真は、JPEG形式に保存して下さい）

※団体名及び管理場所は、交付決定通知書に記載されている名称をご記入下さい。

※記載していただく活動内容によって、活動実績を確認しますので、書き漏れの無いようお願いします。

# 1. 自主管理支援制度の基本ルールについて

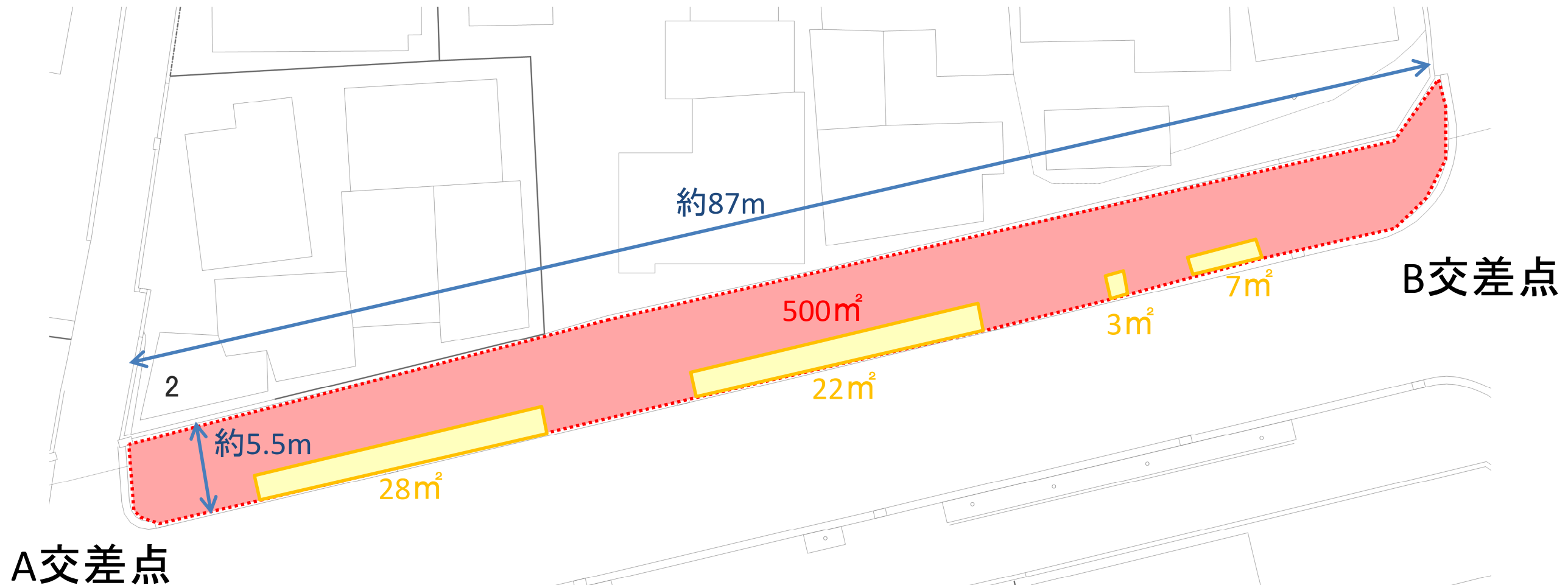
## 自主管理支援制度の基本ルール

### 報告書 等の 提出先

- 下記あてにご提出ください。  
※方法②の場合は、メール送付のみで  
受付しています。

(送付先) 〒562-0003 箕面市西小路4-6-1  
箕面市役所 みどりまちづくり部  
道路管理室 (別館5階53番窓口)  
直通電話番号：072-724-6748  
FAX番号：072-723-5581  
メールアドレス (自主管理報告専用)  
: [douro-jishukanri@maple.city.minoh.lg.jp](mailto:douro-jishukanri@maple.city.minoh.lg.jp)

## 2. 交付金額例 (A交差点とB交差点の間・北側のみ)



- 清掃・点検 500m<sup>2</sup>→15,000円/年<sup>3</sup>・・・a
- 中低木管理 60m<sup>2</sup>→6,000円/年・・・b

【管理面積】 500m<sup>2</sup>

【合計交付金】 21,000円/年 (a+b、毎年交付)

【初度交付金】 15,000円 (500m<sup>2</sup>×30円、初年度のみ交付)

作業に必要な  
道具を揃えたり  
できます！



### 3. よくある質問について

#### 管理全般

**Q. ボランティア袋はどこでもらえますか？**

A. 市役所別館 5 階道路管理室窓口  
もしくは豊川支所窓口で配布しています。

**Q. ゴミ回収依頼の連絡はその都度必要ですか？**

A 1. ボランティア袋が 5 袋以下の場合、  
家庭ゴミ回収時に回収されます。

A 2. 大量にある場合や土砂などは、  
道路管理室（072-724-6748）  
に直接ご連絡ください。

### 3. よくある質問について

#### 管理全般

**Q. 保険に加入した方が良いのでしょうか？**

A. 市が一括して保険に加入し、活動中のけがや事故を補償します。

#### 除草

**Q. 草刈り機を借りることはできますか？**

(一財) 箕面市障害者事業団にて、草刈り機の無料貸し出しを行っています。

(問い合わせ先)

TEL 072-723-1210 FAX 072-724-3383